

## 船舶事故調査報告書

平成28年8月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成27年10月22日 15時15分ごろ
発生場所	山口県大島瀬戸 大磯灯台から真方位063° 1,200m付近 （概位 北緯33° 57.5′ 東経132° 11.3′）
事故の概要	警備艇やしろは、西進中、船体が動揺し、同乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成27年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	警備艇 やしろ、10トン 291-40512山口、内閣府 14.00m×3.18m×1.73m、FRP ディーゼル機関2基、810kW（合計）、平成14年3月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年4月4日 免許証交付日 平成25年4月25日 （平成30年8月11日まで有効） 同乗者A <sub>1</sub> 男性 54歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A <sub>1</sub> ）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、同乗者A <sub>1</sub> ほか5人（以下「同乗者」という。）を乗せ、山口県柳井市柳井港に向けて約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で大島瀬戸を西進していた。 船長は、操舵室前部の右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵により操船中、左舷船首方の山口県大島大橋東側に、左舷を対して通過する態勢の反航船を認め、同じ針路及び速力で航行を続けた。 本船は、反航船が本船の左舷側を約200m離して通過した頃、船長が、前方に反航船の航走波を認めたので、ピッチング（縦揺れ）を軽減しようと思い、同航走波を左舷船首約25°～30°に受けるよ

	<p>うに操船したものの、平成27年10月22日15時15分ごろ同航走波を乗り越えるときに船体が上下に動揺した。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>は、船室内の造り付けの座席に腰を掛けていたところ、船体が上下に動揺した際に身体が浮いて臀部から座席に落下し、身体に痛みを感じた。</p> <p>本船は、柳井港で同乗者A<sub>1</sub>及び同乗者を下船させた後、係留地に戻った。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>は、柳井港で歩いて下船した後、しばらく経っても痛みが治まらなかったため、受診したところ、第2腰椎圧迫骨折と診断されて入院した。</p> <p>船長は、23日同乗者A<sub>1</sub>が病院で診察を受けたことを聞いた。 (付図1 事故発生経過概略図、写真1 船室にいた同乗者2人の着座位置 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本船に平成21年から乗船しており、大島瀬戸を年に数回航行した経験があった。</p> <p>船長は、反航船の航走波を認めた際、波高約0.3mの同航走波を安全に乗り越えられると思った。</p> <p>本船は、船体中央部付近に操舵室、操舵室下部の船首側に船室があり、操舵室内には椅子が6脚、船室内にはコの字型の座席が備えられていた。</p> <p>操舵室の椅子は、座面にクッションが付いていた。</p> <p>同乗者は、同乗者A<sub>1</sub>ほか1人(以下「同乗者A<sub>2</sub>」という。)が船室の座席に、他の4人が操舵室の椅子に、それぞれ腰を掛けていた。</p> <p>本船の他の乗組員2人は、1人が操舵室前部の左舷側の椅子に腰を掛け、もう1人が操舵室前部の中央付近に立ち、それぞれ見張りをしていた。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>は、反航船に気付いていなかった。</p> <p>同乗者A<sub>2</sub>は、前屈みの姿勢で腰を掛けていた。</p> <p>船長は、船体が上下に動揺した際、立っていた乗組員にも問題がなく、反航船の航走波を安全に乗り越えられたと思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大島瀬戸を約10knの速力で西進中、同乗者A<sub>1</sub>が、船首部付近の座席に腰を掛けていたことから、反航船の航走波を受けて船体が上下に動揺した際、身体が浮いて臀部から同座席に落下して負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>は、操舵室や船尾部に比べて船体動揺が大きい船首部付近で腰を掛けていたことから、腰椎圧迫骨折を負ったものと考えられ</p>

	る。
<b>原因</b>	本事故は、本船が大島瀬戸を約10knの速力で西進中、同乗者A <sub>1</sub> が、船首部付近の座席に腰を掛けていたため、反航船の航走波を受けて船体が上下に動揺した際、身体が浮いて臀部から同座席に落下したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船体が大きく動揺するおそれがある場合には、同乗者に対して固定物に掴まるように指示するなどの注意喚起を行うこと。</li> <li>・ 波浪等を船首方から受ける場合、船体の動揺を軽減できるように針路の変更及び減速を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

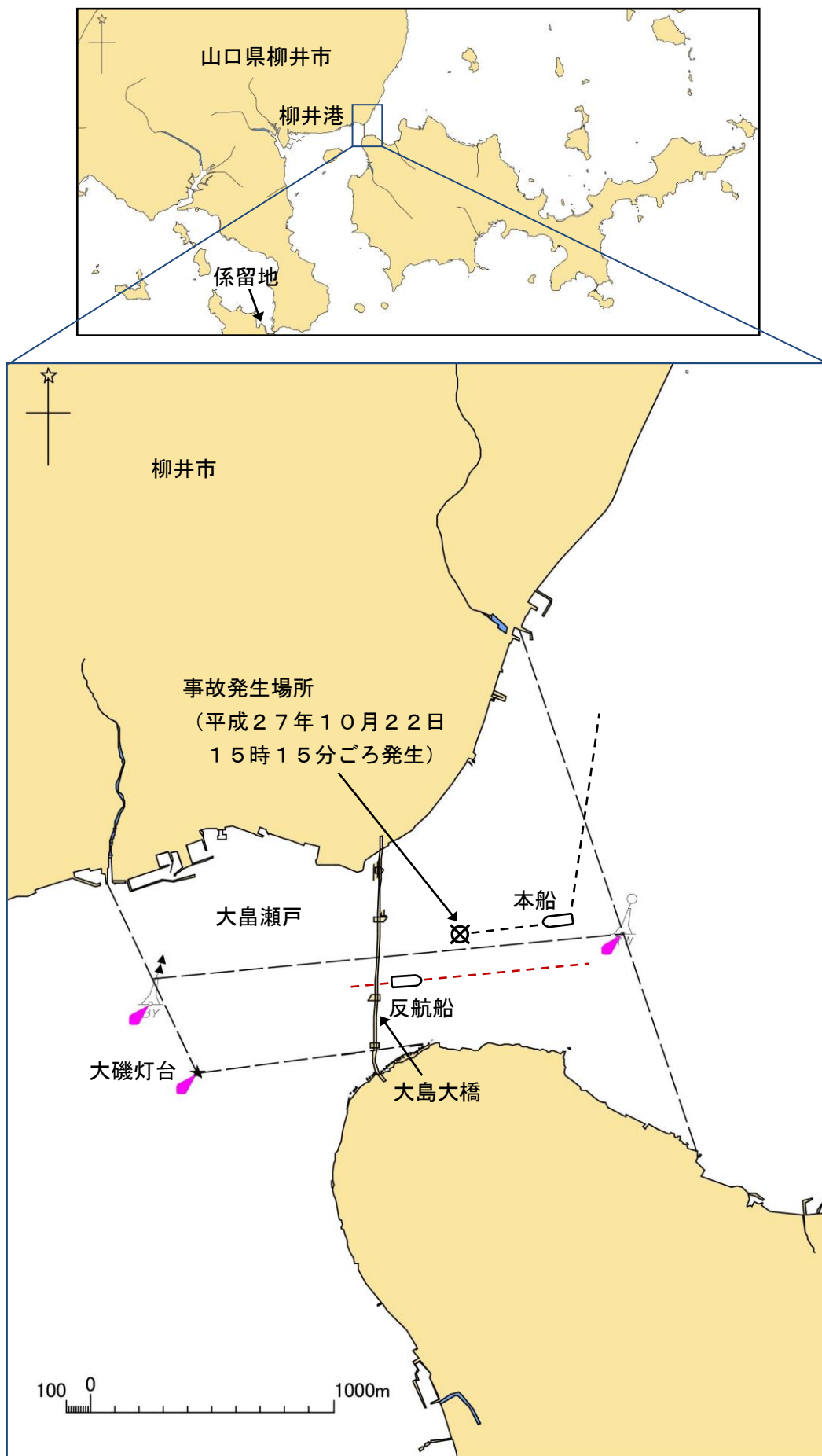


写真1 船室にいた同乗者2人の着座位置

